

福岡県子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、福岡県子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に関する相談等への対応並びに必要な調査及び指導に関すること。
- (4) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に関する研修及び情報発信に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表1及び別表2に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）をもって構成する。

2 協議会に会長を置き、人材育成・活躍推進部私学振興・青少年育成局長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会に代表者会議及び実務者会議を置く。

2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、協議会が円滑に機能する環境の整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協議会の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (2) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、代表者会議の目的を達成するために必要な事項。

3 実務者会議は、関係機関等の担当者により構成し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援の対象となる子ども・若者の状況の把握、問題点の確認及び情報交換に関すること。
- (2) 支援の対象となる子ども・若者に関する具体的な支援方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実務者会議の目的を達成するために必要な事項。

(子ども・若者支援調整機関)

第5条 知事は、法第21条第1項の規定により、福岡県人材育成・活躍推進部私学振興・青少年育成局青少年育成課を子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」として指定する。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する

子ども・若者に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて関係機関等との連絡調整を行う。

(子ども・若者指定支援機関)

第6条 知事は、法第22条第1項の規定により、福岡県若者自立相談窓口を子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定する。

(会議の招集及び運営)

第7条 代表者会議は会長が招集し、実務者会議は指定支援機関が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(秘密保持義務)

第8条 協議会の構成員は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。